

## 平成25年度第2回人にやさしい街づくり推進委員会議事録（抄）

会議の名称 平成25年度第2回人にやさしい街づくり推進委員会  
 開催日時 平成26年1月30日（木）午前10時から正午まで  
 開催場所 愛知県自治センター 4F 第二会議室  
 出席者 委員7名（欠席3名）、事務局6名（傍聴人3名、記者1名、委員随行者2名）

## 議 事

**（1）特定施設に係る整備基準に対する不適合事例の分析について（人にやさしい街づくりの推進に関する条例第11条第1項関係）**

- （委員） 今、不適合事例について説明がありましたが、これだけの事例を集めていただいたので、例えばこの不適合をどうすれば適合できるようになるか。建築主がこの条例を知らなかったこともありますので、こういう不適合をどう改善できるかのマニュアルを作る、そしてその作成委員会など具体的に動くということができないかと感じました。
- （委員） 最近開発審査会で市街化調整区域に福祉施設を建てるというのが多くなっていますが、その時にこの条例の基準を満たしていなくても、開発審査会は通ってしまいます。そのしくみで何かご指導願えればというのが先に示されているといいと思いました。
- （事務局） 開発許可の審査の時に、「人にやさしい街づくり条例を守っていただきたい。」とお願いはしています。県の建設事務所の場合、店舗の許可などについては担当の方が厳しく人街条例などを指導していただいているところもありますが、なかなか建築主の方が理解を示していただけないため、最終的にはやむを得ずに許可となります。ですから、建設事務所も全く見ていないということではなく指導も行っています。
- （委員） このアンケートの対象ですが、不特定多数の人が利用する建築物や公共施設等ということではよろしいのでしょうか。
- （事務局） そうです。
- （委員） この中に公共施設が不適合になっていることはないですね。
- （事務局） 窓口で指導したにも係わらず不適合になった届出物件ばかりです。公共施設は届出が不要であるため、全て民間の建物です。
- （委員） 不特定多数が利用する建築物はどういう基準ですか。
- （事務局） 条例施行規則の第3条で「特定施設」というものが決められておりまして、建築基準法の特種建築物、共同住宅で50戸を超えるもの又は2000㎡以上、工場及び事務所で2000㎡以上、国・県・市町村の建物、銀行、公衆便所、地下街など、他に道路、公園、駐車場、駅舎などが対象となります。
- （委員長） 用途や敷地の規模等、その辺りと一緒に分析する必要があるのではないのでしょうか。
- （委員） そこだけが不適合であれば建築主も考えるのではないのでしょうか。よって、これは数ある不適合の中のひとつではないかと思えます。
- （事務局） 私どももいろいろと指導助言させていただいていますが、なるべく一つでも不適合の

項目を減らすということで、特に簡易なものについてはやっていただくようお願いをさせていただいています。

(委員) 前回の委員会を踏まえて、今回こうやって調査分析に入っただけということは議論した甲斐もありましたし、良かったと思いますが、これをどのように整理して、この現状をどう評価したらよいかが重要だと思いますし、今後の課題ということで更なる周知・啓発と言われた点も私もそうだと思いますが、何をどの段階で何を周知・啓発するかという中味の話がもう少し深い検討が必要かと思いました。

(委員長) 先回の宿題に対して、こういう形式で回答していただき、50件の全体像がざっくり分かったのですが、この情報を手に入れた以上もう少し詳細に分析することで見えてくることがあると思いますので、不適合の理由をもう少しディテールに入っただいて考えていただくと、今後の課題が見えてくるとと思いますので、よろしくお願ひします。

## 議 事

### (2) 愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針の一部改正について(人にやさしい街づくりの推進に関する条例第11条第2項関係)

(委員) 先ほどご説明いただきました中で、(1)－⑥－7の[2便所]の改正部分ですが、「視覚障害者が便房でも緊急通報の情報がわかるようにフラッシュライトを設置する。」とありますが、これは視覚障害者ですか。聴覚障害の方がよく緊急通報のためにフラッシュライトを設置するとよく聞きますが、いかがでしょうか。

(事務局) 聴覚障害者の間違いです。

(委員) 議事1の整備基準との関係はどのようになるのでしょうか。

(事務局) こちらは望ましい整備指針ですので、条例施行規則の整備基準が遵守であるのに対して、更により円滑に施設整備をしていただくためのものです。ですから、指針の中の項目については「望ましい」とは記載されておりません。

(委員) もう1点伺いますが、この変更案で「建築設計標準を踏まえた」というのは、建築設計標準がこの文言のようになったということではないですね。たとえば、(1)－①の「表面は濡れても」というのは、建築設計標準の中に「濡れても」が入ったのですか。

(事務局) そうです。入ったということです。

(委員) 本当に入ったのですか。本当に濡れても絶対滑らないというものにしますと、日常にお年寄りが困ります。足が上がらないと思います。どんな状態でも「濡れても滑らない」ということはありえないです。こういう表現で建築関係の方が本当に納得されたのか。

(事務局) 「濡れても滑らない」ではなく、「濡れても滑りにくく」と書かれております。

(委員) 濡れる程度は様々です。これは決まったことなので仕方ないと思いますが、最後は設計する人の感性というものに頼らざるを得ないことだと思います。細かく書いてあるところもあれば、包括的に書かれているところもありますので、そのアンバランスは

否めないという気がします。

(事務局) これは建築設計標準も望ましいですので、絶対濡れても滑らないというものではありません。

## 議 事

### (3) 愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習会制度の創設について

(委 員) 今回、人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習会制度を創設されるということでこの講座を開く際の講師料とか、会場費などはどのようにされるのか。また、このアドバイザーの資格を取られたあと、活動する場所は参考資料3の第19条のところになると思いますが、具体的に各市町村から声がかかるということや活動する場所があるのかを教えてくださいたいと思います。

(事務局) 一つ目の講師の費用と会場費ですが、要綱で受講料を徴収することができますので、必要に応じて受講料を取っていただくことで対応していただきます。また、二つ目の活動の場ですが、当課で実施しています地域セミナーについては、アドバイザーの方に企画・運営に入っていただき、地域セミナーを開催していただくことを条件にしています。その他にどのような活動をしているのかにつきましては、正直よくわからないこともあり、各アドバイザーの方に現在どのような活動をされているか、また、今までどのような活動をしてきたかとか、今後どのような活動がしたいかなどのアンケート実施する予定です。あと、アドバイザーの存在自体を知らない市町村とか団体等も多いことから、アドバイザーの方を活用していただくための周知文書を出すなどを行う予定です。

(委 員) 是非、この制度を創設されるのであれば建設部で終わらず、愛知県にいろいろな部局があります。そこで、アドバイザーを活用していただきたいと思います。